第八条第五項	施行日	発効日
第十条	協定実施特例政令の	協定実施特例政令（第百一条の三を除く。）の

第百四条第三項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第百五条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第百七条第三項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第百八条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第百十三条の二及び第百十五条の二中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第百十八条第三項中「の相手国期間」の下に「（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第百十九条第一項及び第三項中「第七十二条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百二十二条第三項中「の相手国期間」の下に「（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第百二十三条第一項及び第三項中「第七十二条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百二十七条第二項中「ブラジル協定」を「第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「の相手国期間」の下に「（第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第七十二条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百三十四条の二及び第百三十九条の二中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五　ハンガリー協定　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

二十六　インド協定　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

第五条の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。

一　オーストラリア協定

二　ハンガリー協定

第八条に次の一号を加える。

五　ハンガリー協定

第十六条に次の一号を加える。

四　インド協定

第十七条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

八　ハンガリー協定

第十九条中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十二条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十二条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　ブラジル協定

二　インド協定

第二十二条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第二十三条中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十五条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第二十六条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第三十四条第二項中「ブラジル協定」を「第二十二条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第四十条に次の二号を加える。

十三　ハンガリー協定第一条1(c)に規定するハンガリーの法令

十四　インド協定第一条1(c)に規定するインド共和国の法令

第四十条の二中「第五条の二に規定する」を「第五条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。

第四十四条第二項第一号中「相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加え、同項第四号イ中「第十八条」を「第十八条各号（第八号を除く。）」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五　ハンガリー協定　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

二十六　インド協定　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

第五条の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。

一　オーストラリア協定

二　ハンガリー協定

第八条に次の一号を加える。

五　ハンガリー協定

第十六条に次の一号を加える。

四　インド協定

第十七条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。